



県章

山形県公報

令和5年3月22日(水)
第389号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……241
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……242
- 土地改良区の管理規程の廃止の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……243
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 兼用工作物の管理協定の締結……………(河川課) ……244
- 同……………(同) ……同

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………245

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-2(職員の採用試験に関する規則)の一部を改正する規則……………246

告 示

- 平成13年5月県人事委員会告示第5号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の廃止……………同

公 告

- 令和5年度調理師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(子ども家庭支援課) ……247
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……同

告 示

山形県告示第167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
特定非営利活動法人くれよんは うす 新庄市大字鳥越483番地6	そら 新庄市大字鳥越483番地4	生活介護	令和5.3.31

山形県告示第168号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡舟形町舟形地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年9月1日から令和5年3月7日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の廃止を次のとおり認可した。

令和5年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市中央一丁目6番12号
- 3 廃止に係る管理規程の名称
大倉溜池維持管理規程
- 4 管理規程の廃止の概要
新たな管理規程を制定するため廃止した。
- 5 認可年月日
令和5年3月14日

山形県告示第170号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
山形県全域
- 2 基本測量を実施する期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（国土広域情報修正）

山形県告示第171号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域
鶴岡市、西村山郡西川町及び飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間
令和4年4月12日から令和5年2月16日まで
- 3 作業の種類
基本測量（空中写真撮影）

山形県告示第172号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
新庄国道維持出張所管内、尾花沢国道維持出張所管内
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年7月22日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（車載写真レーザ測量による地形測量）

山形県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
西川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 西川都市計画下水道事業
(2) 名称 西川町公共下水道
- 3 変更の内容
設計の概要および事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成6年9月27日から令和11年3月31日まで

山形県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
大江町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 大江都市計画下水道事業
(2) 名称 大江町公共下水道
- 3 変更の内容
設計の概要および事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成6年11月11日から令和9年3月31日まで

山形県告示第175号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和5年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系上の沢川
- 2 河川管理施設の名称
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
山形市飯塚町字中河原1629番131地先から
同 辻7番2地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 山形市
住 所 山形市旅籠町二丁目3番25号
代表者の氏名 山形市長 佐藤孝弘
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものの維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和5年3月13日以降道路の存続する期間

山形県告示第176号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和5年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系須川
- 2 河川管理施設の名称
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
山形市飯塚町字中河原1629番33地先から
同 大字村木沢字北河原4441番3地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 山形市
住 所 山形市旅籠町二丁目3番25号
代表者の氏名 山形市長 佐藤孝弘
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものの維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和5年3月13日以降道路の存続する期間

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

山形県公安委員会
委員長 吉田 眞一郎

山形県公安委員会規則第4号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

高速自動車国道東北中央自動車道 相馬尾花沢線	東置賜郡高畠町大字深沼字舟入1600番1から東根市大字松沢 字平内258番2まで	を
高速自動車国道東北中央自動車道 相馬尾花沢線	村山市大字本飯田字大原口2325番3から尾花沢市大字尾花沢 字高田5543番1まで	
高速自動車国道東北中央自動車道 相馬尾花沢線	東置賜郡高畠町大字深沼字舟入1600番1から尾花沢市大字尾 花沢字高田5543番1まで	に、
一般国道13号	新庄市大字鳥越字下飯田4465番から新庄市十日町字右京屋敷 9388番まで	を
一般国道13号	新庄市大字鳥越字下飯田4465番から新庄市大字昭和字昭和 478番1まで	に、
一般国道112号	酒田市浜松町76番267から酒田市宮海字新林686番まで	を
一般国道112号	酒田市浜松町76番267から酒田市宮海字新林686番まで	に、
一般国道112号	酒田市山居町二丁目5番1から酒田市本町三丁目48まで	
臨港道路大浜宮海線	酒田市大浜二丁目102番11から酒田市宮海字治八郎畑1番17 まで	を
臨港道路宮海線	酒田市宮海字治八郎畑1番13から酒田市宮海字新林672番ま で	
臨港道路大浜宮海線	酒田市大浜二丁目188番から酒田市宮海字治八郎畑1番17ま で	に、
臨港道路宮海線	酒田市宮海字治八郎畑1番13から酒田市宮海字新林672番ま で	
臨港道路宮海線	酒田市宮海字南浜1番49から酒田市宮海字南浜183番1まで	
臨港道路酒田臨海1号線	酒田市宮海字新林662番7から酒田市宮海字新林672番まで	を

臨港道路酒田臨海1号線	酒田市宮海字南浜1番49から酒田市宮海字新林672番まで
臨港道路石油基地線	酒田市大浜二丁目188番から酒田市大浜二丁目185番まで
臨港道路古湊線	酒田市宮海字明治273番1から酒田市高砂字能登山1まで
臨港道路南新町線	酒田市南新町二丁目5番から酒田市南新町二丁目5番まで

に

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を次のように改正する。

第4条第12号を次のように改める。

(12) 資格技能調査

外国語の能力その他の人事委員会が定める能力に関する資格又は技能についての調査

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県人事委員会告示第1号

平成13年5月県人事委員会告示第5号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月22日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和5年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和5年3月22日

山形県知事 吉村 美栄子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年10月28日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場 所 山形市

2 受験手続

調理師試験受験願書を令和5年6月2日（金）から同月16日（金）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形

県防災くらし安心部食品安全衛生課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課において同月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（電話023(630)2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県A I機能一体型児童相談所業務支援システム構築業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2318
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年2月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社Y C C情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 72,600,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年6月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和5年3月14日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年3月22日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
山形県監査委員 星 川 純 一
山形県監査委員 松 田 義 彦
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (関係課)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>置賜総合支庁 総務課 連携支援室</p>	<p>第5章第6-4 置賜文化ホール</p> <p>③ 施設使用許可申請書及び減免申請書の様式について</p> <p>現地視察時、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、関連資料の閲覧を実施したところ、当施設における使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは、条例施行規則に定めるものとは異なる手続きにより行われていた。</p> <p>実際の運用は、使用許可を受けようとする者が、指定管理者に対し、「置賜文化ホール使用許可申請書」（以下、「使用許可申請書」という。）を提出し、利用料金納入確認の後、使用許可書の交付を受ける。</p> <p>また、減免申請については、別途減免申請書の提出を求めるのではなく、使用許可申請書の記載事項に基づき、申請者が減免基準に該当する者であるか否かの確認を実施し、利用料金減免の有無を判断している。</p> <p>使用許可申請書の記載事項は、条例施行規則様式第1号及び第3号の記載事項を概ね網羅するものとなっており、使用料減免の判断に支障は生じていないものと思われるが、使用料の免除を受けようとする者が免除申請書を提出するという条例の定めと実際の運用が異なっている現状は見直すべきである。</p> <p>県は、減免申請者に対して条例施行規則に定める別記様式第3号による申請書の提出を求めるべきであり、規則に基づく運用が実務上支障がある場合は、条例施行規則の別記様式を実際に使用している様式に改めるべきである。</p>	<p>施行規則に定める様式は県が事務を行う場合に使用するものであり、指定管理者による施設の使用許可及び利用料金免除申請の事務手続については、指定管理に関する包括協定書第33条に基づき指定管理者が別に定める「置賜文化ホールの管理に関する要領」（以下「要領」という。）により行うこととしている。</p> <p>実際の手続では、使用許可申請は要領に基づき手続が行われていたが、利用料金免除申請は要領とは異なり、利用料金免除申請書の提出を求めない運用を行っていた。</p> <p>この度の指摘を受け、要領に基づく免除申請書の提出を求めるように運用を改めた。</p>